

監査団体名	財団法人長野県職員互助会		NO. 12
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	総務部
監査対象事項	1 補助金(財団法人長野県職員互助会事業補助金) 195,411,000円 2 委託料(長野県職員センター業務運営委託) 10,231,000円		
監査結果	指導事項 適正な収入科目 職員センターの平成18年3月分宴会売上収入金は、一部現金又は預金として入金されているにもかかわらず、全額未収金として計上されていました。現金・預金の管理を徹底し、適正な収入科目で決算書を作成してください。		
監査団体名	財団法人長野県教職員互助組合		NO. 13
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	補助金(財団法人長野県教職員互助組合事業運営費補助金)		474,416,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
監査団体名	財団法人長野県警察職員互助会		NO. 14
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	警察本部
監査対象事項	補助金(財団法人長野県警察職員互助会補助金)		86,290,868円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
監査団体名	社会福祉法人長野県社会福祉事業団		NO. 15
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	社会部
監査対象事項	1 補助金(229,391,000円) (1) 社会福祉事業団運営費等補助金 179,842,000円 (2) 知的障害者日中活動の場拡大事業補助金 ア 八雲作業所 9,583,000円 イ ほっとワークス・みのわ 10,081,000円 (3) 知的障害者グループホーム等施設整備事業補助金 ア 鷺寺ホーム 5,000,000円 イ 南郷の家 6,666,000円 ウ 伊沢屋 5,964,000円 エ のどか 12,255,000円 2 委託料(長野県障害者福祉センター管理運営委託事業) 286,620,000円 3 指定管理料(長野県西駒郷管理運営事業) 687,240,000円		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	改革実施プランの実施状況 平成20年度からの自立的な運営体制への移行に向けて、県職員派遣の段階的廃止、社会福祉振興融資事業の廃止、西駒郷及び県障害者福祉センターの指定管理者制度への移行など方針に従って進められています。今後とも、特色ある社会福祉施設の運営や、利用者ニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供に向け努力してください。		
監査団体名	長野県厚生農業協同組合連合会		NO. 16
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	衛生部・社会部
監査対象事項	補助金(558,108,490円) 1 医療施設施設等整備費補助金 (1) 医療施設近代化施設整備事業 229,996,000円 (2) 災害派遣医療チーム体制整備事業 5,785,000円 2 医療施設運営費補助金 (1) へき地医療拠点病院運営事業 13,617,000円 (2) 救命救急センター運営事業 70,000,000円 (3) ドクターヘリ導入試行事業 125,497,000円 (4) 感染症指定医療機関運営事業 7,664,000円		

監査対象事項	3 公的医療機関等特殊診療部門運営費補助金	31,607,000円
	4 看護師等養成所運営費補助金	42,840,000円
	5 病院内保育所運営事業費補助金	7,269,000円
	6 健康診断予防接種事業補助金(佐久総合病院看護専門学校)	83,490円
	7 社会福祉施設等整備事業補助金	23,750,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	松川町商工会	NO. 17
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 商工部
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)	27,665,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	木曾中部商工会	NO. 18
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 商工部
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)	30,433,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	美麻商工会	NO. 19
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 商工部
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)	21,060,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	須坂商工会議所	NO. 20
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 商工部
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)	33,911,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	飯山商工会議所	NO. 21
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 商工部
監査対象事項	補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)	27,917,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	学校法人高松学園	NO. 22
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局 教育委員会・衛生部
監査対象事項	補助金(428,615,316円)	
	1 私立高等学校教育振興費補助金	
	(1) 飯田女子高等学校	204,340,000円
	(2) 伊那西高等学校	163,434,000円
	2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金	
(1) 飯田女子高等学校	10,770,250円	
(2) 伊那西高等学校	15,170,850円	
3 健康診断予防接種事業補助金		
(1) 飯田女子短期大学、飯田女子高等学校	181,239円	

	(2) 伊那西高等学校 4 私立幼稚園教育振興費補助金(慈光幼稚園)	58,977円 34,660,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

監査団体名	学校法人篠ノ井学園	NO. 23	
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	教育委員会
監査対象事項	補助金(322,635,350円) 1 私立高等学校教育振興費補助金(長野俊英高等学校) 2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金(長野俊英高等学校) 3 私立幼稚園教育振興費補助金 (1) 篠ノ井幼稚園 (2) 南長野幼稚園 (3) 東長野幼稚園 (4) 俊英幼稚園	192,465,000円 13,332,350円 36,693,000円 35,573,000円 22,805,000円 21,767,000円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人松商学園	NO. 24	
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	教育委員会・衛生部
監査対象事項	補助金(365,165,983円) 1 私立高等学校教育振興費補助金(松商学園高等学校) 2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金(松商学園高等学校) 3 健康診断予防接種事業補助金(松商学園高等学校)	355,736,000円 9,322,300円 107,683円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人松本松南高等学校	NO. 25	
監査年月日	平成18年11月29日	所管部局	教育委員会・衛生部
監査対象事項	補助金(212,121,352円) 1 私立高等学校教育振興費補助金(松本松南高等学校) 2 私立高等学校授業料等軽減事業補助金(松本松南高等学校) 3 健康診断予防接種事業補助金(松本松南高等学校)	202,035,000円 10,028,700円 57,652円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

## 5 所管部局に対する指導事項及び検討事項

監査対象団体の長野県における所管部局に対する指導事項及び検討事項は次のとおりです。

## (1) 指導事項

監査対象団体の監査の結果、監査対象団体の県所管部局が留意を要するものについて、指導し改善を促しました。

## ア 企画局

社団法人長野県トラック協会に関し、国土交通省が交付金対象とし、県が支出している平成17年度の運輸事業振興助成補助金2億6,428万余円から研修会館建設を目的とした基金造成に6,150万円が充てられています。また、会員事務所に勤務する従業員の福利厚生事業に490万余円が充てられています。これらは平成18年度から廃止されていますが、これまで同補助金を財源としてきた特別会計の正味財産が16億4,258万余円と多額で、約50%がトラック会館等の不動産で、残りの約50%が金融資産という状況です。公益法人指導監督基準に定める内部留保の基準に比して過大であることから、会長宛て北陸信越運輸局長野運輸支局長通知の趣旨(環境対策、交通安全対策及び地方適正化事業の公正・着実な推進)により相応しい公益的な事業に充当されるように補助内容を精査してください。

## イ 商工部

社団法人信州・長野県観光協会に関し、随時監査報告書第4監査の結果 2長野県商工部の監査結果のとおりです。なお、項目は次のとおりです。

改革基本方針にそった観光協会の改革の推進

## (2) 検討事項

監査対象団体の監査の結果、監査対象団体の県所管部局が改善を検討する必要があると認められるものについて、検討を求めました。

## ア 企画局、商工部及び土木部

長野県土地開発公社の改革実施プランは平成24年度までに県の新たな財政負担を生じさせないプランとするため、公社に過度な負担を強いるものとなっています。すなわち、長期保有土地の譲渡損失は代行用地であることから本来、県が負担すべきところ公

社に負担させています。長期保有土地の売買代金により金融機関からの借入金を返済することとしているため、返済が進んでいません。支払利息と維持管理経費は土地価額に加算し、損失を先送りしています。また、公社職員を建設事務所の用地取得業務に当たらせていますが、その対価は定額制で公社の掛かった経費に見合っておりません。

長期保有土地の売却が順調に進まない現状から見ると、今後、土地開発基金による貸付金70億760万余円を残余土地の引き取りのための財源として活用したとしても、金融機関からの借入金112億7,600万余円の返済資金不足のため一部一般会計支出が必要となる懸念があります。

このような公社経営への配慮不足と財政負担先送りの現状は見直しが必要です。計画的な一般会計支出による土地代金の清算や土地開発基金の増額など、借入金返済を先送りしない対策を求めます。

また、用地買収は専門的な知識と経験が必要であり、公社プロパー職員が配置されている建設事務所では用地交渉に当たっていません。公社廃止後に用地交渉に支障が生ずることも懸念されます。公社プロパー職員の再雇用や用地買収を担う専門職員の養成など用地事務の充実を求めます。

#### イ 総務部及び企画局

社団法人長野県トラック協会の所管官庁は国土交通省北陸信越運輸局ですが、長野県単独の補助金として運輸事業振興助成補助金2億6,428万余円支出されています。「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）によれば、補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、「最新の業務及び財務等に関する資料」及び「補助金・委託費等の名称及び金額」を各府省のホームページに掲載することとされており、同様の措置が都道府県に対し要請されていますが、いずれのホームページにも掲載されていません。

国土交通省北陸信越運輸局と協議し、同協会の業務運営の透明化及び適正化を図るため情報開示に努めてください。

#### ウ 生活環境部

平成20年度には流域下水道維持管理業務は県が直接発注し、財団法人長野県下水道公社は受託業者の運転・監理業務のプロパー職員による評価監視業務を行うこととして改革が進んでいます。しかしながら、平成3年の設立から歴史も浅いため、専門的な職種である電気や機械の技術職が少ないなど職員の専門的能力が育っていないという問題点があります。県と公社の役割分担を明確にし、これに併せて人材育成や外部人材の活用など県が主導することも必要と考えます。

また、流域下水道事業は特別会計を設けて処理されていますが、事業全体が最小の費用で最大の効果が生まれているのかを把握する上で非常にわかりにくくなっています。維持管理業務の県直接発注に向けて公営企業会計の導入や地方独立行政法人化を検討するなど、建設事業から維持管理業務まで一体的に管理することで管理責任を明確化するとともに、受益者負担や資産・負債の状況等もわかりやすくすることで利害関係者の判断に有用な情報を提供する仕組みづくりに努めてください。

#### エ 林務部

社団法人長野県林業公社の改革に当たり、木材価格低迷による債務返済対策あるいは公社分収林の県行造林への移行の障害となっている分収林契約の変更手続き簡素化や消費税の問題など全国レベルで解決すべき課題について、問題認識の先進県である長野県が積極的に情報発信し、国等関係機関に引き続き強力に働きかけるよう要請します。

また、実質的な価値を反映した分収林資産価額の計上基準など公社の財政状態を適正に表示させる会計基準の制定に向け、公社と協力して関係機関へ働きかけることも要請します。

以上の措置と並行して返済不能債務発生リスクの解消に向けて分収率の変更等指導の成果は認めますが、木材価格の回復を条件とするだけでない財源対策、例えば借入金の計画的返済や価格安定基金造成等の一般会計支出により将来世代に先送りしない方策の検討を求めます。

#### オ 住宅部

長野県住宅供給公社は、行政機構審議会答申で団体の廃止（制度的な制約を解消した段階で）としていましたが、改革基本方針では「自主解散を可能とする制度・スキームが未だ無い中で『廃止』を打ち出すことは、利用者や金融機関にいたずらな不安を与え、ひいては公社の経営に影響を及ぼし新たな県民負担も生じかねない。このため、現時点の改革基本方針は『事業の縮小』とし、制度改革後には速やかに制度やスキームを踏まえて見直しを行うこととする。」としています。その後、地方住宅供給公社法が平成17年6月29日に改正され、議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに解散することが可能となりました。速やかに改革基本方針の見直しを求めます。

#### 6 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

社団法人信州・長野県観光協会に関し、随時監査報告書第5監査委員の意見に述べているとおりです。所管部局である商工部は、同協会と協力してこれらに対する見解あるいは対応策を早急にまとめてください。なお、項目は次のとおりです。

- (1) (社)信州・長野県観光協会の位置づけと改革方針の再検討について
- (2) (社)信州・長野県観光協会会員からの会費徴収について
- (3) 国際観光推進事業の実施方法・事業効果の検証について
- (4) 施設事業の見直しについて
- (5) 別荘地管理事業及び温泉管理事業の見直しについて

(注) 平成19年1月22日付け「平成18年度随時監査等報告書」は、平成19年2月8日付け長野県報第1836号に公告されています。

**公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、観光振興施策における長野県と社団法人信州・長野県観光協会の連携及び長野県出資等外郭団体「改革基本方針」に基づく社団法人信州・長野県観光協会の改革進捗状況について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成19年2月8日

長野県監査委員 樽 川 通 子  
同 東 方 久 男  
同 宮 澤 敏 文

**第1 監査の概要****1 監査の種類**

本監査は、長野県における観光振興施策が、長野県と社団法人信州・長野県観光協会とが連携して効率的、効果的に実施されているか、また、平成16年に策定された「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』」において「民間主導の団体へ」とされた社団法人信州・長野県観光協会の改革が、基本方針どおり進捗しているか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項に基づき実施したものである。

**2 監査の範囲**

長野県及び社団法人信州・長野県観光協会が実施した観光振興施策に係る財務会計事務並びに社団法人信州・長野県観光協会の「改革基本方針」とその進捗状況について監査を実施した。

**3 監査の着眼点**

- (1) 長野県及び社団法人信州・長野県観光協会の財務会計事務の執行に係る合规性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性のいわゆる3Eの視点
- (2) 社団法人信州・長野県観光協会の「改革基本方針」に基づく改革の内容及びその進捗状況
- (3) 県商工部と社団法人信州・長野県観光協会との連携の効率性及び妥当性

**4 監査実施期間**

平成18年10月12日から19年1月22日まで

**5 監査対象年度**

平成17年度。ただし、必要な範囲で過年度に遡及した。

**6 監査対象機関**

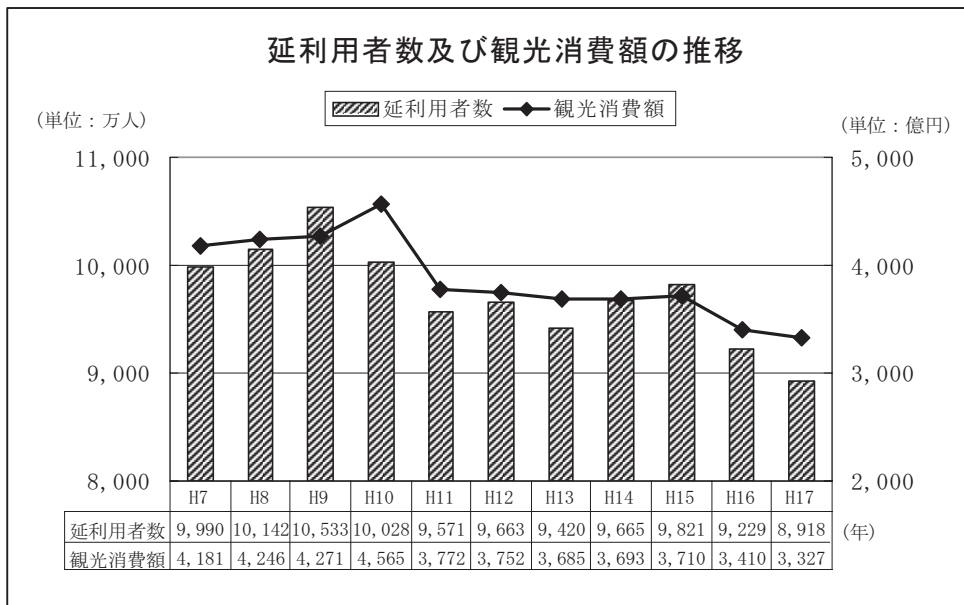
長野県商工部及び社団法人信州・長野県観光協会

**第2 長野県の観光振興施策、推進体制****1 長野県観光の現状****(1) 観光地利用者数、観光消費額の推移**

平成17年の長野県内の観光地（295カ所）の利用者数は、前年に比べ311万人減の延べ8,918万人となっている。2年連続で前年を下回り、ピーク時の平成3年に比べると1,845万人の減で、昭和61年当時の水準まで減少している。平成16年と比べ減少した原因として商工部は、平成16年には諏訪大社の御柱祭が開催されたこと、旧木曾郡山口村の越県合併、また、愛・地球博が開催されたことなどを上げている。

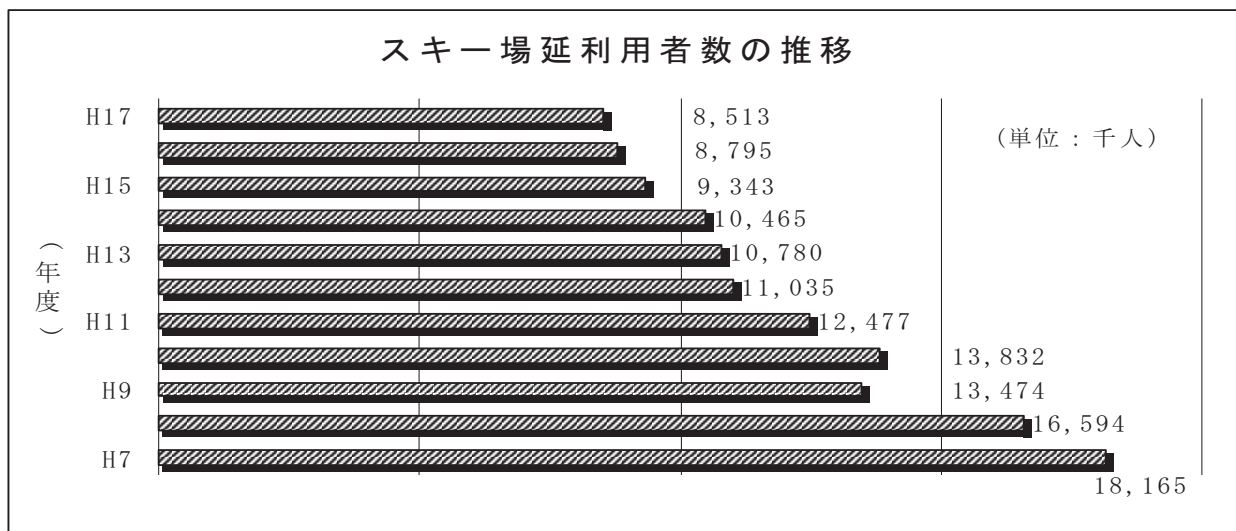
観光消費額は、前年に比べ82億円減の3,327億円であった。利用者数同様、2年連続で前年を下回り、ピーク時の平成10年に比べると1,238億円の減少となっている。

利用者数、消費額ともに減少しているのは、宿泊客の割合が減少していることが大きな原因と考えられ、平成3年には日帰客数と宿泊客数の比率が55：45だったのが、平成17年には66：34となっている。



(2) スキー場利用者数の推移

平成17年度における長野県内106カ所のスキー場の利用者数は、前年度に比べ28万2千人減の延べ851万3千人となっている。これで7年連続前年度を下回り、ピーク時の平成4年度に比べ1,268万人も減少している。ピーク時の利用者数と比較すれば平成17年度の利用者数は、当時の4割に過ぎない。



2 「信州わくわく・ゆったり観光アクションプラン」の概要

観光産業は県の基幹産業の一つでもあることから、長野県では、観光振興を県政の重要課題と位置づけている。

近年、観光志向の多様化・個性化の進展、高速交通網の整備、外国人観光客の増加等の環境変化に対応した施策を展開することで、観光産業を活性化することが求められていることから、県では平成17年に「信州わくわく・ゆったり観光アクションプラン」を策定した。

(1) 目的

長野県では、市町村や観光地等と連携して信州への観光客を誘致し、「観光ブランド日本一“信州”の構築」を目指している。

信州わくわく・ゆったり観光アクションプランは、この目標の実現に向けて、県と市町村や観光地等が協働して取り組む事業による誘客の目標値を示し、また、現場の意見を踏まえた、環境変化に適確に対応した施策展開の方向を示すものである。

(2) 推進体制

「観光」の視点から、県が効果的に事業を実施するための部局横断的な体制となる「信州・長野県観光戦略会議」を設置し、クロスファンクション及び現地機関と協働した支援を行う体制とする。

県の観光施策	観光ブランド日本一“信州”構築 （“動”と“静”の戦略、ウィークエンド信州）
観光協会の事業	観光マーケティング支援事業 （ホスピタリティ・エコアカデミー、誘客宣伝、スキー王国NAGANO構築、NAGANO・ハートオブジャパン・ワールドプロモーション、信州ブランド化・リピーター創出等）